

## 附 屬 資 料

第1次甲斐市行政改革大綱及び実施計画策定経過	39	
甲斐市行政改革推進委員会条例	40	
甲斐市行政改革推進委員会委員等名簿	41	
諮詢	問	43
答	申	45

## 行革大綱・実施計画（集中改革プラン）の策定経緯

月 日	会 議 名 等	内 容
H17. 6. 28	県集中改革プラン説明会	計画期間：H17～21年度 プランの公表：H17年度中
6. 30	第1回行政改革本部員会議	行政改革大綱及び集中改革プラン策定方針決定
7. 15	課長会議	行革大綱策定について、各課へ協力依頼
7. 19		行政改革大綱・実施計画策定要領を作成
7. 22 ～8. 22		各所属に実施計画（案）調査依頼 (提案項目109)
H18. 1. 23	幹部会議	集中改革プランの公表項目を決定 ※定員管理の適正化、民間委託等の推進(指定管理者制度など)
2. 3		集中改革プラン及び公表内容を決定 ①職員数の目標値 H17. 4. 1 489人 → H22. 4. 1 450人 (△39人・△8.0%) ②指定管理者制度の導入 H18.4.1から5施設（双葉農の駅、コミュニティホール双葉、 双葉集出荷所、双葉高原団地し尿処理 場、双葉登美団地地域し尿処理場） H18年度以降 その他の施設について導入を検討 ③議員定数の削減 30人 → 28人 (H18. 5. 1から)
2. 16	市議会総務教育常任委員会	集中改革プランの公表内容を報告
2. 17	課長会議	集中改革プランを報告
2. 28	第2回行政改革本部員会議	集中改革プランを報告
3. 1		広報3月号で集中改革プラン公表
5. 24 ～31		所属ごと実施計画（案）ヒアリングを実施
6. 14	課長会議	ヒアリング後の実施計画（案）の確認を依頼
7. 18	課長会議	行政改革大綱・実施計画（案）の確認を依頼
8. 23	第3回行政改革本部員会議	行政改革大綱・実施計画（案）を検討
9. 12 ～15		行政改革大綱・実施計画（案）を各所属へ最終確認依頼
9. 21		行政改革大綱・実施計画（案）を決定
10. 10	第1回行政改革推進委員会	委嘱式・正副会長選出・行革大綱・実施計画（案）諮問
11. 7	第2回行政改革推進委員会	行革大綱・実施計画（案）審議
11. 27	第3回行政改革推進委員会	実施計画（案）審議
12. 11	第4回行政改革推進委員会	"
H19. 1. 17	第5回行政改革推進委員会	行革大綱・実施計画（案）、答申（案）審議
1. 22		市長へ答申
1. 31	第4回行政改革本部員会議	行政改革大綱・実施計画を決定
2. 16	市議会全員協議会	行政改革大綱・実施計画を報告
4. 1		行政改革大綱・実施計画を公表

## 甲斐市行政改革推進委員会条例

### (設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、甲斐市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、甲斐市の行政改革の推進に関する事項を調査し、及び審議する。

### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長若干人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定める順位に従い、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

この条例は、平成16年9月1日から施行する。

## 甲斐市行政改革推進委員名簿

平成19年2月現在

	選出区分	氏 名	正副会長	備 考
1	識見を有する者 (議会代表)	今村 正城		市議会議長
2		名取 國士		市議会副議長
3		森田 稔		市議会総務教育常任委員長
4		河野 勝彦		市議会厚生環境常任委員長
5		赤澤 寛吉		市議会建設経済常任委員長
6	識見を有する者 (市民代表)	天野 七郎		前総合計画審議会委員・市自治会連合会会长
7		横山 英磨		市自治会連合会副会長
8		樋口 文忠		前総合計画審議会委員・市自治会連合会副会長
9		神田 瞳興	会長	前総合計画審議会委員
10		三井 新一	副会長	前総合計画審議会委員
11		米山 和子		市公平委員
12		増坪 愛子	副会長	市情報公開審査委員
13		深澤 慶子		市民相談員（人権擁護委員）
14		飯室 五十鈴		市民相談員（民生児童委員）
15		飯室 久美惠		保護司

## 甲斐市行政改革推進本部員名簿

区分	職　名	氏　名
本部長	市　長	藤巻 義麿
本部員	助　役	五十嵐 康　之
	教育長	中込 豊 弘
	企画部長	伊藤 知治
	総務部長	保 延 博
	市民部長	飯室 老男
	環境経済部長	長田 武 次
	福祉保健部長	米山 裕文
	都市建設部長	石原 千秋
	敷島支所長	飯塚 文明
	双葉支所長	野沢 美雪
	教育次長	丸山 次郎
	水道局長	鶴田 陽一
	議会事務局長	植松 芳俊

平成19年2月現在

甲斐企 第10-36号  
平成18年10月10日

甲斐市行政改革推進委員会会長様

甲斐市長 藤巻義麿

甲斐市行政改革大綱及び実施計画について（諮問）

甲斐市行政改革大綱及び実施計画の策定にあたり、生活快適都市にふさわしい甲斐市のあるべき姿として、行政を市民の視点から見直しながら行財政運営の効率化をより一層推進していくため、本市の行政改革の指針となる施策の方向について貴委員会の意見を求めたいので、別紙諮問書により諮問いたします。

## <諮問書>

本市は、「緑と活力あふれる生活快適都市」を将来像として、平成16年9月1日に誕生しました。

合併前の3町においても、それぞれに簡素で効率的な行政運営と行政サービスの向上を目指して行財政基盤の整備に取り組んできましたが、さらに、合併を機に「合併は究極の行政改革である」との認識のもと、職員数の抑制や事務事業の見直しを行いました。

しかしながら、景気の動向や少子高齢化、人口減少社会の到来という社会経済状況の急激な変化、また、行政に対する市民ニーズの高度化・多様化に加え、地方分権の進展や三位一体改革によって国と地方のあり方についても根本的な見直しが行われ、地方自治体においては、従来の行政運営に変革が求められています。

さらに、三位一体改革によって地方交付税や補助金などの減額が見込まれる財政状況下においては、これまで行政が提供してきた公共サービスについても行政の役割を明確にし、今後は市民との協働によって新たな行政課題に対応していく体制に転換する必要があります。

このため、本市では、新たな自治体経営手法の検討など行政改革への取り組みを強め、これまで以上に重点的・効果的・効率的な行財政運営を推進すべく、甲斐市行政改革大綱及び実施計画の策定を進めてきたところであります。

つきましては、別添「第1次甲斐市行政改革大綱及び実施計画」(案)について、貴委員会の意見を賜りたく諮問いたしますので、よろしくご審議の上、答申くださるようお願ひいたします。

平成19年1月22日

甲斐市長 藤巻義麿様

甲斐市行政改革推進委員会  
会長 神田睦興

甲斐市行政改革大綱及び実施計画について（答申）

平成18年10月10日付け、甲斐企第10-36号をもって当委員会に意見を求められた「第1次甲斐市行政改革大綱及び実施計画」の案について、別紙のとおり答申します。

## ＜答 申＞

現在の地方を取り巻く環境は、少子高齢化・人口減少社会の到来という社会情勢の急激な変化や市民ニーズの高度化・多様化に加え、三位一体改革による地方交付税・補助金の削減などにより厳しい財政状況下にある中、地方分権も相まって地方が担う業務も増大してきており、市の財政は、今後、ますます厳しくなるものと予想されます。

本市においても、限られた経費で市民サービスの質を落とすことなく、増大する行政需要に対応していくかなければならないため、従前の行財政運営に一層の改革を進め、効率的な運営を図っていく必要があります。

このような中、平成18年10月10日に甲斐市長から当委員会に諮詢のあった「第1次甲斐市行政改革大綱及び実施計画」(案)は、本市のまちづくりの指針である「第1次甲斐市総合計画」を基本に、公共サービスの向上と財政の健全化を目指した行政システムの構築を目指すものとして、慎重に審議し、検討を重ねてきました。

諮詢された「第1次甲斐市行政改革大綱及び実施計画」(案)については、基本的に了承し、原案通り答申しますが、下記のとおり当委員会の附帯意見として提起しますので、今後、当局において十分検討されることを要望します。

なお、実施計画については、当委員会においてもその取組状況を把握するとともに、新たな課題についての対応も含め、今後も引き続き審議していく考えであります。

### 要望事項

- 1 市民ニーズの高度化・多様化に対応し得る行政基盤を確立し、行政が日常生活において身近なものになるよう積極的な情報の提供を図り、市民の意見が十分に反映された行政運営に努めることにより、市民と行政の協働によるまちづくりを進めること。
- 2 市税及び使用料等の積極的な収納対策を進め、自主財源の確保に努めるとともに、経常収支比率、市債発行額、市税等の徴収率などの数値目標を設定した進行管理に努めること。また、現行の事業や補助金などについて、行政として対応すべき必要性や費用対効果、経費負担のあり方等を徹底的に検証し、歳入・歳出全般の健全化と適正な財源配分に努めること。
- 3 公共施設等の管理運営全般にわたる見直しを行い、定型的業務や民間と競合する業務、民間のノウハウを活用したほうが費用対効果を期待できる事業などについては、積極的に民間活力の導入を推進し、より一層の行政サービスの向上、業務の効率化及び経費削減に努めること。
- 4 新庁舎建設、支所機能・組織機構の見直しを併せた総合的な検討を行うにあたっては、市民サービスを低下させることなく、効率的な行政運営が実施できる行政基盤の確立を図ること。また、各担当の業務量を的確に把握した上で、計画的な定員管理、適正な人員配置及び人件費の抑制に努めること。

# **第1次甲斐市行政改革大綱**

平成19年2月

**甲斐市企画部企画課**

〒400-0192  
山梨県甲斐市篠原2610番地  
TEL 055-276-2111(代表)  
FAX 055-276-7215